

オミクロン・感染症対策支援法案（通称）について

I 法案のポイント

【医療現場のオミクロン対策を強力に支援】

- ① 都道府県との病床確保の協定を履行する医療機関への協力金の支給等の支援
- ② 保健所の業務負担軽減のために自宅療養者等への健康観察や医療を提供する医療機関への協力金の支給等の支援
- ③ ①、②の支援に対して国がその費用を補助して、これらの取組をスピーディーかつ着実に推進
- ④ 検査キットや経口薬、ワクチンなどの物資の確保が国の責務であることを明記

II 法案提出の背景 [オミクロン・感染症対策に当たる医療機関支援の必要性]

1. コロナ医療等に取り組む医療機関支援（病床確保等支援）

オミクロン株は、これまでのデルタ株等と比較して、伝播力が高く、重症化しにくいとされている。しかし、感染急拡大により、感染者が急増し、保健所の業務負担も急増して十分な業務遂行が困難となりつつある。また、医療を必要とする患者も時の経過とともに増加し、医療機関の懸命な努力により、かろうじて医療提供体制が維持されている。現状を維持し、さらに病床の確保等医療提供体制を拡充するには、人材確保のための待遇改善に要する費用のように医療現場が必要とする費用を包括的に前払いすることとするなど、さらなる医療機関支援が必要である。

2. 感染防止（物資確保）、症状悪化防止（自宅療養拡充）、病床使用円滑化（国による医療提供体制調整）による医療機関支援

既に最大限の能力を發揮し、コロナ医療に奮闘する医療機関に対し、これ以上のコロナ病床拡充を求めるにも限界がある。

まず、マスクなどの衛生用品、濃厚接触者となった医療従事者等のエッセンシャルワーカーが待機解除となるための検査体制確保など、感染を防ぎ、社会経済活動を継続するために**必要な物資等**について、感染拡大状況の将来予測を踏まえて**国が責任を持って確保・供給**する必要がある。

次に、命を守るには、急増する自宅療養者等について、適切に健康観察等が行われ、発症や症状悪化の場合には、直ちに医療が提供されなければならない。だが、既に健康観察等を実施する保健所の業務負担は非常に重く、その業務負担を軽減しなければならない。

過重な**保健所の業務負担を軽減**しつつ、急増する自宅療養者等を適切にケアして症状悪化を防止するには、パルスオキシメーター、経口薬等の自宅療養等に必要な物資を十分に確保・供給し、保健所が行う**健康観察等を医療機関が担い**、発症や症状が悪化した場合には**オンライン診療等**を活用して直ちに医療を提供する「コロナかかりつけ医」となれるような**自宅療養者へ確実に医療を提供**する仕組みを整備する必要がある。「コロナかかりつけ医」による健康観察等や医療提供により、自宅療養者等が入院することなく回復できるようにして、より症状が重い方のための**病床を確保**することも求められる。

そこで、今後のオミクロン・感染症対策としては、コロナ病床確保の仕組みづくりとあわせて、自宅療養者等へ適切に健康観察等を実施し、**保健所機能の代替や自宅療養者等の健康観察の充実・医療提供**に取り組む先進的な**医療機関を財政支援**して同様の取組が急速に広がることを後押しし、さらに、国が司令塔としての機能を發揮して**他の都道府県との医療提供の連携**を円滑に進めることにより、**医療現場等を支援する仕組み**をつくる必要がある。

Ⅲ 法案の概要

1 緊急時の医療提供体制確保のための都道府県・医療機関の協定締結と協定を締結した医療機関への支援（感染症法改正）

ア 医療提供体制確保のための協定の締結

都道府県等は、医療機関等と協議の場を設け、コロナ対応病床数等の医療提供体制確保のための協定を締結することができる。

イ 協定を締結した医療機関に対する支援

- ① 都道府県等は、協定の履行により医療機関に生ずる支出増・収入減の見込額に相当する協力金を履行に先立って支給する。
- ② 国は、協力金支給に要する費用の全部又は一部を補助する。

2 自宅療養者等に対する健康観察等に協力する医療機関への支援等（感染症法改正）

- ① 都道府県知事等は、自宅療養者等の健康観察を行う。また、病状急変等の場合に速やかに必要な医療を提供する体制を確保するよう努める。
- ② 都道府県知事等は、自宅療養者等に対する健康観察を医療機関等と協力して実施したときは、その医療機関に協力金を支給する。
- ③ 国は、協力金支給に要する費用の全部又は一部を補助する。

3 政府対策本部長による情報提供の求め等（新インフル特措法改正）

- ① 政府対策本部長は、都道府県知事等に対し、対策の実施に関して必要な情報の提供を求めることができる。
- ② 都道府県対策本部長は、関係市町村長に対し、対策の実施に関して必要な情報の提供を求めることができる。

4 医療機関に対する設備・人員配置の変更等の要請又は指示及び医療機関への支援（新インフル特措法改正）

- ① 都道府県知事は、医療機関の管理者に対し、医療機関の設備・人員等の配置を変更すること等の要請又は指示をすることができる。また、都道府県知事は、当該管理者に対し、適切な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。
- ② 都道府県は、要請又は指示に従った管理者の医療機関に対して協力金の支給その他の必要な援助を行う。
- ③ 国は、協力金の支給を支援するために必要な財政上の措置等を講ずる。

5 他の都道府県知事に対する医療提供の要請（新インフル特措法改正）

- ① 都道府県知事は、その都道府県内のコロナ患者等に対する医療提供に著しい支障が生ずる場合には、政府対策本部長に対し、その都道府県内のコロナ患者等が必要な医療の提供を受けられるよう、他の都道府県知事に対して、その都道府県の医療機関における医療の提供、医療従事者の派遣、オンライン診療の実施等必要な措置をとるべきことを要請するよう求めることができる。
- ② 政府対策本部長は、各都道府県における新型インフルエンザ等の発生状況等に照らして、医療提供に著しい支障が生じた都道府県のコロナ患者等に対する医療の提供を行うことが適当と認められる他の都道府県があるときは、その都道府県知事に必要な措置をとるべきことを要請することができる。
- ③ 政府対策本部長は、要請をしようとするときは、あらかじめ、その要請の求めをした都道府県知事及びその要請をしようとする都道府県知事の意見を聴かなければならない。

6 物資の確保（新インフル特措法改正）

国は、医薬品、医療機器等の物資について、必要となることが予測される数量を機動的に確保するとともに、これらの物資が地方公共団体等に適時・適切に配分されるよう、必要な措置を講ずる。

7 施行期日等

ア 施行期日

公布日から起算して10日を経過した日から施行する。ただし、物資の確保、検査体制の拡充、医療関係者の処遇の改善等、患者に適用させる措置の在り方の検討については、公布日に施行する。

イ 新型コロナウイルス感染症に係る検査体制の拡充

国は、次の者が迅速かつ確実に検査を受けることができるよう、速やかに検査体制の充実に努めなければならない。

- ①濃厚接触者その他医師が検査が必要と認める者
- ②医療関係者その他のエッセンシャルワーカー
- ③ ①②のほか、検査を必要とする者

ウ 医療関係者の処遇の改善等

国は、医療関係者の処遇改善その他の医療関係者に対する支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずる。

エ 新型コロナウイルス感染症の患者等に適用される措置の在り方についての検討

国は、速やかに、新型コロナウイルス感染症の病状、重篤化するおそれ等に関する知見、国民生活及び社会経済に与えている影響その他当該感染症に関する内外の動向を踏まえ、濃厚接触者及び無症状病原体保有者に対する措置の在り方を含めた患者等に適用される措置の在り方について、他の感染症の類型との比較等の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。